

国による補完的指示権の創設に慎重な審議を求める意見書（案）

国は、現在開会中の通常国会に、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」における特例で、「国民の生命、身体又は財産の保護のために必要な措置が的確かつ迅速に実施されることを確保するため」として、地方自治法の規定を直接の根拠に、国が閣議決定を経て自治体に対し必要な指示ができる制度(国による補完的指示権)を創設する地方自治法改正案を提出している。この改正が行われれば、国は自治体の自治事務の処理に対し、個別法の根拠規定なしに、違法等でなく緊急でない場合でも指示権の行使が可能になるとの懸念が広がっている。

そもそも国と地方は、2000年の地方分権改革により、「上下・主従」から「対等・協力」の関係となり、自治体に対する国の関与のルールも法定化され、必要最小限度のものとするとともに、自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされた。違法な事務処理をした等の場合においても、「是正の指示」ができるのは法定受託事務のみで、自治事務については「是正の要求」までしかできないとされた。個別法に基づく自治事務の処理に対する国の指示についても、あくまでも極めて抑制的、例外的なものとして可能としているに過ぎない。今回の改正案は、地方分権の後退につながりかねない内容を含んでいる。

補完的指示権の創設根拠として、「国の生命、身体又は財産の保護のための措置が必要であるにもかかわらず、個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合」への対処と説明されているが、どういう具体的な事態を想定しているのか、明らかではないし、議論も尽くされていない。総務省も、昨年11月7日の衆議院総務委員会において「現在想定されていない事態を具体的に示すのはなかなか困難である」と答弁しており、国の指示権を自治事務にまで一方的に拡充し、それに従うよう自治体に義務づける新たな制度をつくる立法事実はない。

「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定める」ものとされている法定受託事務とは異なり、自治事務は、地域の実情をよく理解している自治体の判断がより尊重されるべき事務で、補完的とはいえ国の指示権を創設することは、機関委任事務制度の廃止及び自治事務と法定受託事務の再編成の意義を無にしかねない。

今回の国の補完的指示権を創設する法改正は、地方分権に逆行し、国と地方の対等・協力の関係を大きく変容させ、自治事務に対する国の不当な介入を誘発するおそれがあるとの指摘も踏まえ、国においては、十分な議論を尽くすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年3月19日

香 川 県 議 会